1.2 年生保護者 各位

令和5年7月12日

千葉敬愛高等学校

校長 酒匂 一揮

#### 令和5年度 高等学校等就学支援金「受給資格継続申請」について(ご案内)

高等学校等就学支援金について、今和5年7月~令和6年6月分(令和5年1月1日時点の居住地・ 令和5年度の課税状況により審査)までの受給資格申請を下記の期日まで受け付けますので、期限内に申請を お願いします。現在、就学支援金の受給が認定されているご家庭は、必ず継続意向登録・継続申請をおこなって ください。尚、前回の申請時に「意向なし」を選択されたご家庭、申請したが所得制限等により支給基準に満たな いため「認定不可」と判断されたご家庭で、今回改めて申請の意志のあるご家庭は再度ご申請ください。また、前 回の意向登録時に「意向なし」で回答された方の中で、今回から「意向あり」にて申請されたいご家庭は、高校事 務室(043-422-0131)までご連絡ください

尚、意向登録ならびに申請は文部科学省によるオンラインシステム e-Shien で行います。入学時に配布しました「ログインID通知書」をもとに e-Shien にログインし、①意向登録と②継続申請を期限までにお願いいたします。 また、現在就学支援金の受給が認定されているご家庭の中で、奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)の方は必ず申 請してください(還付額については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります)。

1 継続申請期間·提出期限

# 申請期限~令和5年7月13日(木)23時59分迄

【入力・提出期限が定められています。期限までに以下の作業を完了いただきますようお願いします。】 ①e-Shien での継続意向登録・申請完了(現在、就学支援金の受給が認定されているご家庭は全員) ②前回申請した保護者情報から変更のあるご家庭は「情報連携依頼書」を必ずご提出ください(高校事務室へ)

【e-Shienログインページ】URL https://www.e-shien.mext.go.jp/

※ 本校ホームページのトップページにある「就学支援金」バナーからも入れます。



※ e-Shien のログイン画面はセキュリティの関係上、検索エンジンでは検索できません。

#### 2 支給基準と算定基準式

【算定基準式】保護者(親権者)等の所得(世帯単位)に応じて各支給額が決定します。 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額

(※親権者全員分の合計額が算定基準の対象となります)(※政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算する)(※課税標準額ならびに調整控除額は、マイナポータルまたは課税証明書で確認することができます)

		士 公 陌 ( 日 陌 )	
年収の目安	算定基準額の合計額(保護者(親権者)全員分)	文桁額(月額)	
0 円~約 590 万円	154,500 円未満	上限額	33,000 円
約 590 万円~約 910 万円	154,500 円以上 304,200 円未満	基準額	9,900円
約 910 万円以上	304,200 円以上	所得制限	対象外

※海外赴任等により所得が確認できない場合は、基準額 9,900 円の支給となり、加算はありません。

※就学支援金(7月~翌年3月分)については、令和5年の課税標準額・調整控除額(令和4年の所得により算出)にて判定。

- 3 注意事項
  - ・申請せず、後日支給対象であることが判明しても、申し出のあった月からの支給となり遡及はできません。
  - ・奨学生の方も申請をお願いします。(還付額については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります)
  - ・就学支援金の受給審査には原則"マイナンバー(12桁)"(親権者全員分)が必要となります。
  - ・親権者が日本国籍を有していないもしくは特別永住者の外国籍の方で本名以外の名(通称名 等)を使用されている場合、
    県から各自治体への情報取得が上手くいかず審査が一旦差し戻される場合があります。その場合、在留カードや特別永
    住者証明書に記載されている本名(通称名ではない)で再度ご申請いただく必要があります。
  - ・手続きに当たっては地方住民税情報による所得確認が必要になることから、地方住民税が未申告の方々については、事 前に必ず地方住民税の申告を行っていただくようお願いします。
  - ・今回の申請結果は、11月頃となる見込みです。(昨年度は7月~11月分の就学支援金決定額を、12月末に返金しました)
  - ・認定後、以下の事由が発生した場合は、速やかに高校事務室にご連絡ください。年度途中から月額が変更になる可能性があるため、遅れますと受給に不利が生じる場合があります。

①離婚や死亡・再婚により親権者が変更になった場合(保護者変更届が必要になります)②税額が更生された場合



【継続意向登録・継続申請に際し準備いただくもの】

◎電子端末(PC・スマートフォン等) ※マイナポータルアプリにてマイナンバーカードを読み込める端末

◎ログイン ID・パスワード通知書 ※入学式時に配布

◎マイナンバーカード(通知書) ※前回申請時マイナポータルから情報を読み込み申請したご家庭

※カード未発行ならびに通知書を紛失され、マイナンバー(12桁)が分からない方は、

住民票(マイナンバー記載のある住民票を役所にて申請のこと)でも確認できます。

# 就学支援金受給資格認定申請「e-Shien」の意向登録および継続申請方法(手順)

【区分A】【区分B】に該当される方

【区分A·B共通(①~⑦)】

- ① e-Shien サイトへアクセスし、ログインする※ログイン ID・パスワード通知書は入学式時に配布
- ② ログイン後、ポータル画面内の継続意向登録ボタンをクリック
- ③「確認事項」欄の内容をご確認いただき、項目に「√」を入れる
- ④「継続意向確認」欄の、

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えていますに「√」を入れる

※奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)の方も支給基準に該当される方は必ず申請してください

- ※就学支援金の受給対象か否か判断がつかない場合は申請してください
- ⑤「保護者等情報の変更について」欄の③ありません。を選択し「√」を入れる
- ⑥「√」が正しく入力されていることを確認し、入力内容確認をクリック
- ⑦「継続意向登録確認」画面にて、登録内容が正しいことを確認し本内容で登録するをクリック
- ⇒区分Aの方は⑧へ進んでください。区分Bの方は以上で継続申請完了となります。

【区分Aのみ(⑧~⑳)】

- ⑧「継続意向登録結果」画面にて、引き続き続けて収入状況届出を行うをクリック
- ⑨「収入状況届出(生徒情報)」画面にて、生徒情報を確認し保護者等情報入力をクリック
- ⑩「収入状況届出(保護者等情報)」画面にて前回申請時に登録した保護者等情報が表示される為、正しいことを確認する
- ① 保護者情報に間違いがないことを確認し、入力内容を保存して収入状況の取得へ進むをクリック
- ⑫「収入状況届出(収入状況取得)」画面が表示される為、一人目の個人番号カード事前チェックをクリック
- ③ チェック完了後、マイナポータルから自己情報を取得するをクリック

⑭【マイナポータル画面】

- ⑭-1「STEP1:本人同意と本人確認」画面にて、内容を確認し情報の提供に同意するに「✓」を入れ、次へをクリック
- ⑭-2 マイナンバーカード(一人目)の読み取りを行なう
- ⑭-3 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード(4桁)を入力し、OK ボタンをクリック
- ⑭-4 自己情報取得中の画面が表示され、完了されるまで操作せず待ちます※取得まで 20 秒程度かかる場合があります
- ⑤「収入状況届出(収入状況取得)」画面にて、マイナポータルから取得した自己情報(課税情報等)が転記される
- ⑥ 引き続き二人目の個人番号カード事前チェックをクリック
- ① 一人目の手順と同様にマイナポータルより自己情報を抽出
- ⑧ 全員分の収入状況取得後、入力内容確認(一時保存)ボタンをクリック
- ⑩「収入状況届出登録確認」画面にて、生徒情報·保護者情報·確認事項を確認後、本内容で申請するをクリック
- ⇒確認事項にチェック項目がある場合には「✓」を入れてから申請してください。
- ⑩「収入状況届出登録結果」が表示され、以上で収入状況届出は完了です。継続申請完了。

## 【区分 C】に該当される方

① e-Shien サイトヘアクセスし、ログインする※ログイン ID・パスワード通知書は入学式時に配布

- ② ログイン後、ポータル画面内の継続意向登録ボタンをクリック
- ③「確認事項」欄の内容をご確認いただき、項目に「√」を入れる
- ④「継続意向確認」欄の、受給権を放棄しますに「✓」を入れる
- ⑤ 「✓」が正しく入力されていることを確認し、入力内容確認をクリック
- ⑥「継続意向登録確認」画面が表示される為、登録内容が正しいことを確認し本内容で登録するをクリックして完了です。

### 【区分D】に該当される方

◎ 今まで一度も申請(審査)したことの無いご家庭(今まで「意向希望無し」で登録されていた方)で申請を希望する場合 就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」より改めて新規申請を行なっていただく必要がありますが、意向登録が「意向 なし」で登録されている為、意向登録のロック解除が必要となります。(ご自身でロック解除することはできません) 解除は高校事務室で行いますので高校事務室までご連絡ください。043-422-0131(平日8時20分~16時50分)

◎前回申請したが所得制限等により認定却下・不可となったご家庭で再申請を希望する場合

就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」より改めて新規申請を行なっていただく必要があります。 「高等学校等就学支援金オンライン申請 e-Shien 申請者向け利用マニュアル(新規申請編)P.4~」を参照ください。

※マニュアルは右記 QR コードを読み取っていただくか、

「千葉敬愛高校 HP 就学支援金ページ」もしくは「国の就学支援金案内サイト」にも掲載されております。 ※「e-Shien」での新規申請が完了されたのち、「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に 係る情報連携依頼書」をご記入の上、必ず高校事務室へご提出ください。



# 【区分F】に該当される方

① e-Shien サイトヘアクセスし、ログインする※ログイン ID・パスワード通知書は入学式時に配布

- ② ログイン後、ポータル画面内の継続意向登録ボタンをクリック
- ③「確認事項」欄の内容をご確認いただき、項目に「√」を入れる
- ④「継続意向確認」欄の、

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えていますに「✓」を入れる ※奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)の方も支給基準に該当される方は必ず申請してください

※就学支援金の受給対象か否か判断がつかない場合は申請してください

- ⑤「保護者等情報の変更について」欄の①あります。(②以外の理由)を選択し「√」を入れる
- ⑥ 「✓」が正しく入力されていることを確認し、入力内容確認をクリック
- ⑦「継続意向登録確認」画面が表示される為、登録内容が正しいことを確認し本内容で登録するをクリック
- ⑧「継続意向登録結果」画面にて、引き続き続けて保護者等情報変更届出を行うをクリック
- ⑨「保護者等情報変更届出」画面に進むため、変更内容に従って変更申請を行なう

☆この後の変更届出の方法は、変更される内容によって異なります。「高等学校等就学支援金オンライン申請 e-Shien 申請者向け利用マニュアル(変更手続編)P.5~」を参照ください。

※マニュアルは右記 QR コードを読み取っていただくか、

「千葉敬愛高校 HP 就学支援金ページ」もしくは「国の就学支援金案内サイト」にも掲載されております。 ※「e-Shien」での変更申請が完了されたのち、「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に 係る情報連携依頼書」をご記入の上、必ず高校事務室へご提出ください。



\_\_\_\_\_

各ご家庭からご申請いただいた情報を高校が取りまとめ、「申請⇒国および県の審査⇒審査結果通知(支給額決 定)」の流れで、国および県で各ご家庭別に審査されます。学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代わって 受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

千葉敬愛高等学校では、申請から支給決定(審査結果が高校に通知される)までにタイムラグが生じることから、 支給決定までの間は授業料全額を一旦徴収し、就学支援金相当額を後日還付する形を採用しております。

> 《問合せ先》 千葉敬愛高等学校 事務室 043-422-0131 8時20分~16時50分(土日・祝を除く)